

事故防止及び事故発生時の対応マニュアル

筑波教育研究センター(株)
放課後等デイサービスぽけっと

目 次

事故防止・事故対応に関する項目

第 1 章 事故を未然に防ぐ為に日々点検すべき事項

第 2 章 事故防止注意事項_送迎中

第 3 章 事故防止注意事項_事業所内

第 4 章 事故防止注意事項_外出中

第 5 章 事故発生時の対応

第1章 事故を未然に防ぐ為に点検すべき項目

1-1 送迎車両に関する点検

- (1)エンジンオイル残量・汚れ(定期的に交換)
- (2)清掃状況(車両内部の清掃を心掛ける)
- (3)燃料(ガソリン)の残量(不足と思われる場合は管理者に報告及び給油)
- (4)エンジンのかかり具合(異常は感じられないか)
- (5)アクセルペダル (スムーズに発進・加速しているか・異音はないか)
- (6)ブレーキペダル (踏みしろ・効き具合・異音がないか)

※④、⑤、⑥は重要保安項目の為、異常を感知した場合は管理者に報告

1-2 運転手の健康状態の確認

- (1)熱はないか (風邪気味等)
- (2)疲れを感じていないか
- (3)前日遅くまで飲酒をしていないか
- (4)気分は悪くないか
- (5)腹痛や下痢などしていないか (前日も含む)
- (6)眠気を感じないか (前日よく眠れているか)
- (7)ケガ等で痛みを感じ我慢していないか
- (8)乗務に悪影響を及ぼす薬を服用していないか
- (9)乗務に悪影響を及ぼすような悩み事はないか
- (10)その他健康状態に関し何か気になる事はないか

※それ以外に、高血圧症・心血管性疾患・糖尿病・その他の疾患等がある場合はその項目については、適宜追加する。

【健康状態確認表】

項目	良	不	備考
熱はないか (風邪気味等)			
疲れを感じていないか			
前日遅くまで飲酒をしていないか			
気分は悪くないか			
腹痛や下痢などしていないか (前日含む)			
眠気を感じないか (前日よく眠れているか)			
ケガ等で痛みを感じ我慢していないか			
乗務に悪影響を及ぼす薬を服用していないか			
乗務に悪影響を及ぼすような悩み事はないか			
その他健康状態に関し何か気になる事はないか			

1-3 事業所内及び設備に関する点検

★予想外の事故やケガを未然に防ぐためにも、日々設備・備品等の破損や不具合を確認し、不備があれば速やかに対応する。

(1) 入口

- ① 出入り口に不具合はないか（ゴミの散乱や扉の開閉状態等）
- ② 出入りに支障となる障害物は置いていないか
- ③ 鍵の施錠状態に不具合はないか（児童が安易に開錠できるようになっていないか）

(2) 室内

- ① 柱や壁に不具合はないか(特に角ばった柱の養生や壁の穴の補修)
- ② 窓の鍵やガラスのひび割れ等の不具合はないか
- ③ 各部屋のドアの開閉、鍵、ノブに不具合はないか
- ④ コンセントの差し込み口に保護はされているか(異物は混入していないか)
- ⑤ 机や椅子に不具合はないか(がたつき・ネジの緩み等)
- ⑥ 玩具や文房具類に不具合はないか(破損・故障等)
- ⑦ 照明器具に不具合はないか(蛍光灯の飛散防止カバー・照明器具のがたつき)
- ⑧ 床に鋭利な物が落ちていないか
(ハサミ・画鋏・ホッチキスの芯・鉛筆の芯・破損した玩具の欠片)
- ⑨ 壁の掲示物や飾りが落ちてこないか
- ⑩ 児童の手の届く場所に、鋭利となる物が放置されていないか(ハサミ・刃物等)
- ⑪ 木材の棚や壁・柱等にささくれ等はないか
- ⑫ 消防設備(消火器等)は児童が安易に触れないように注意しているか

(3) キッチンや調理場等の点検

- ① 包丁等鋭利な刃物が安易に触れないようにしているか
- ② 食器棚の食器が安易に取り出せるようになっていないか
- ③ 安易に着火できるものを置いていないか
- ④ 冷蔵庫の扉が安易に開閉出来ないようにしているか
- ⑤ 食材を安易に放置していないか
- ⑥ 洗剤類が安易に触れない場所に保管されているか（誤飲防止）

(4) 手洗い場所やトイレの点検

- ① 排水状況は良いか(流れは良いか・汚物等を流してはいないか)
- ② 便器等は綺麗に清掃され、破損部分・不具合はないか
- ③ 便座に不具合はないか
- ④ 周辺に危険となる物を放置してはいないか
- ⑤ 芳香剤や清掃用洗剤・生理用品等、児童の手の届くところに置いていないか
- ⑥ ペーパータオルは設置しているか

(5) 玄関・非常口

- ①児童利用時は玄関及び非常口は施錠されているか
- ②外履き等は常に整理整頓されているか
- ③児童が安易に外に出られないような工夫(入口柵等)はされているか

1-4 衛生面に関する点検

(1) 常備しておきたい物

消毒液：エタノール含有量 76.7～81.1V/V%の物を使用する。

(2) 塩素系漂白剤消毒液及び嘔吐物処理用具

感染性胃腸炎(ノロウイルスなど)の嘔吐物処理に使用する。

(3) マスク(花粉・感染症対応)

花粉症・インフルエンザに対応する物を用意する。(布のマスクは効果薄)

(4) ペーパータオル

トイレや手洗い用のタオルは使用しないこと (布タオルでは感染率が高い。)

(5) その他軽度なケガの応急処置の医療具

すり傷・切り傷等軽度なケガの対応に最低限度は用意する。

(6) 水遊びによる皮膚感染(対象となる事業所)

夏場の水遊び(プール)等実施する場合は、皮膚感染に注意する。

※特に冬場は、子供達が良く触る物(玩具・ドアノブ他)の消毒もこまめに行う。

備考 ヒヤリハット、苦情・相談記録の整備

- (1)サービス提供時間中及び支援時間外を通じ、職員が「ヒヤッとした」「ハッとした」ことを「ヒヤリハット体験報告」に残し、**職員に周知し注意を促す事。**

※児童が〇〇していて・職員の言動で・送迎車中で・設備や遊具で・調理実習中に…等

- (2)児童本人・保護者からの苦情や相談等があり、**特に職員に周知しておかなければならない場合**は、その内容や大小に関わらず、「苦情受付・経過記録書」に残し、職員に周知する事。

※送迎時等での保護者との立ち話でも、周知すべき事は書き残す。苦情と捉えなければなら
ないと思える細かな内容等は積極的に書き残す。

第 2 章 事故防止注意事項_送迎中

★安全な送迎を行う為に運転手のマナー向上、車内事故防止することを心掛ける。

1. 運行前の注意事項

- (1)車両運行前点検（運行前点検を定期的を実施する）
- (2)運転手の健康状態確認（健康状態確認実施）
- (3)各種車両機器の始動確認(保安部品以外も)

2. 園・学校入校時及び園・学校近隣待機中の注意事項

★校内乗り入れは学校側の配慮があつての事と自覚し、各学校のルール・指示には必ず従う

- (1)学校周辺の走行及び校内乗入れの際は、最徐行を厳守する
- (2)学校周辺で駐車(待機)する際は、近隣住民の迷惑にならないよう配慮して駐車する
(学校側へ待機場所の指示を仰ぎ、指示以外の場所には駐停車しない)
- (3)駐車の際は基本エンジンを停止、学校及び近隣の迷惑にならぬよう環境、騒音に配慮する
(他児童が乗車しており、エアコンを必要とする場合を除く)
- (4)バックでの走行は周辺確認を行い、人身事故、接触、衝突事故を起こさないよう注意する
- (5)駐車の際は車間距離に注意する。
- (6)児童は思わぬ動きをする事を自覚し、出発の際は他の児童の動きに注意する
- (7)他の児童乗車の妨げにならぬよう、出発の際にはウィンカーを使用し出発の合図を行う
- (8)車両間からの飛び出し、車両を追いかける児童に注意し、周辺確認・歩行者優先を厳守する

3. 児童乗降時の注意事項

- (1)可能な場合は、児童の担任からその日の様子を確認する(体調、心理的不安要素等)
- (2)児童間での座席の取り合い(喧嘩防止)
- (3)児童を乗車させる際は一人ずつ乗車させ、全てのドアを開けたままにしない
(転落防止、ドアを開けるのは極力 1 カ所だけにする)
- (4)児童が乗車した際、シートベルトまたはチャイルドシートを必ず装着する
- (5)ミニバン乗降時の段差踏み外し(踏み外しによるケガ防止)で、特に雨天時は注意する
- (6)移乗が必要な児童のドア枠での頭部打撲、着席時の手の位置及び腰掛の深さの確認を行う
- (7)児童のパニック(突然の走り出し、車両からの飛び出し及び乗降車拒否に伴う事故防止)
- (8)児童による開閉はしない、させない(指づめ・巻き込み・乗車中児童の転落防止)
- (9)車内中は児童を放置しない(児童による運転操作・飛び出し及びトラブル発生 of 危険性認識)
- (10)学校周辺及び自宅周辺の交通量及び道幅に伴う事故防止(他の車両による事故の危険性)
- (11)可能な限り、助手席には乗車させない(運転操作妨害の危険性)

4. 走行中の注意事項

- (1)法定速度及び交通法規の厳守(事故を起こせば被害者は児童となる)
- (2)急発進、急ブレーキ、急ハンドル禁止(転倒、転落事故に繋がる)
- (3)運転手の携帯電話操作及び通話の禁止(交通違反)
- (4)運転の妨げを起こす児童への対応
(助手席からシフトレバー等を触る、後部座席から悪戯をする児童への対処策の検討)
- (5)児童にがドアや窓の開閉操作をしないよう、確実にロック
(ドアロック、チャイルドロック、ウインドウロック等)
- (6)児童間の喧嘩・他害及び発病(発作)・パニック発生時の対応を検討しておく

5. 移動中の注意事項

- (1)走行中に発病(発作)及びパニック等が発生した場合は、速やかに安全な場所に停車し児童の状態を確認(記録)する。
※救急搬送が必要な場合は状況報告を事業所に行い、事業所は即座に必要な応じた対応を行う
- (2)車両事故が発生した場合、児童の状態及び相手方の状態を確認し、必要な場合は速やかに救命措置及び救急通報を行う事(救急通報、警察通報、事業所通報)
※事業所が即座に必要な応じた対応を行い、家庭及び関係機関への報告を行う
- (3)児童が事故に伴う不安感を増すような言動は慎み、冷静に出来る策を講じる
- (4)事故に伴う対応、対処が完了し、必要な場合は行政への報告を行う
※速やかに事故報告書を提出すること

事故発生時の対応	児童急変時（変調時）の対応
①可能であれば安全な場所に車を移動 ②添乗員は児童の状態を把握 ③運転手は相手方の状態を把握 ④ 1 1 9 番及び 1 1 0 番通報 ⑤救命措置が必要な場合は即座に行く ⑥事業所へ状況報告 ⑦事業所は必要な措置を講じる ⑧家庭及び関係機関への連絡 ※人手が必要な場合は歩行者へ依頼する等の措置を講じる	①安全な場所に車両を停車させる ②児童の状態を把握 ③必要に応じ救急搬送 ④事業所へ報告 ⑤事業所は必要な措置を講じる ⑥家庭及び関係機関へ報告 ※直ぐに回復した場合はこの限りではないが、送迎が遅れる等の場合は、それに必要となる措置を講じる

第3章 事故防止注意事項_事業所内

1. 送迎車降車時の注意事項(事業所到着時)

- (1) ドアを開ける際の指づめ・巻き込み
- (2) 転倒・転落(ドアを開けた時の転落、降車時の段差の踏み外しによる転倒)
- (3) 飛び出し(逃走)
- (4) 降車拒否(フラッシュバックやパニック等)

2. 事業所に入る際の注意事項

- (1) つまずきによる転倒(段差のつまずき・玄関マットで滑る等)
- (2) 複数人が一斉に入ろうとして、押し合いになり転倒
- (3) 玄関扉での指づめ・扉に挟まる

3. 活動時間中(自由遊び・創作活動等)の注意事項

- (1) 走っていて、他児童・柱等と接触・衝突、座卓や椅子・遊具等でつまずき転倒
- (2) 玩具の散乱による、踏みつけ・破損によるケガ
- (3) 玩具等の取り合いによる喧嘩・他害・自傷
- (4) 物を(玩具・ボール等)他児童に向け投げる
- (5) 物を投げたため、ガラス、照明器具・掲示物等の落下・破損・散乱
- (6) 遊具・棚等からの飛び降り・転落
- (7) 棚などによじ登り棚が倒れる(転倒防止をする)
- (8) 窓から外へ物を投げる
- (9) 施錠不備による玄関からの飛び出し(必ず職員が施錠・開錠の声掛け、確認)
- (10) 衣服のサイズが合っていない事での転倒(裾の長いズボン等)
- (11) 階段・窓からの転落
- (12) 個室扉による指づめ
- (13) 児童が個室扉を内側から施錠し閉じ込められる
(鍵をつけない、または必ず外から開錠できる鍵にする)
- (14) はさみ・カッターナイフ等刃物の使用中によるケガ
- (15) のりを舐める・誤飲(リップのり等)
- (16) 小さな玩具や文房具等の誤飲
- (17) コンセント差込口への異物挿入(感電の危険性)
- (18) 後方から不意に児童に飛びつかれた反動で、職員が共に転倒
- (19) 発作時の転倒等によるケガ

4. 学習・個別課題時間の注意事項

- (1)椅子の転倒によるケガ
- (2)文房具を投げる(他児童や壁に向けて)、鉛筆で他児童・自身を刺す(他害・自傷)
- (3)「学校で嫌な事があった」「宿題の量」等の理由でパニックになり他害・自傷・奇声

5. おやつ・調理・食事提供

- (1)おやつ配分等(他児童のお菓子を取る)による喧嘩・他害
- (2)アレルギーによる症状(個別食物アレルギー調査実施・お菓子の材料に注意)
- (3)てんかん発作時に伴う誤嚥
- (4)大きさ・硬さ等による誤嚥
- (5)お菓子の包装紙等の誤飲
- (6)食器類の破損によるケガ
- (7)包丁や刃物を使用する際のケガ
- (8)調理器具による火傷(コンロ、ホットプレート、やかん)
- (9)加熱後の食材による火傷(口腔内火傷)
- (10)異物の飲み込み

6. その他

- (1)異性児童への性的な接触・性的興奮による行為
(過度のボディータッチ・陰部露出・自慰行為)
- (2)パニック、精神的な苛立ち等による自傷・他害・奇声
- (3)てんかん発作等による転倒等(床へ頭部を強打・座位時に机等に顔面打撲)
- (4)火災や震災等による怪我

第4章 事故防止注意事項_外出中

1. 人数の配置

- (1)近所の公園や交通手段を使い遠方へ行く際に限らず、職員数は通常よりも多めに配置
(思わぬハプニングや事故等の対応を速やかに行うためにも、職員配置数は多めに)
- (2)緊急時対応の連絡先一覧等を準備しておく。
(急変による対応方法や指定搬送病院、保護者の緊急連絡先等の入った携帯電話)

2. 現地確認・準備物（遠方へ行く際は特に念入りに行う）

- (1)トイレはあるか、おむつ替えのベッドはあるか、食事の場所は確保できるか
- (2)移動(交通)手段は何を使うか、現地の状況はどのようなになっているかの下見
(行方不明になった時に危険な場所はないか→ 道路・川・池)
- (3)班別に行動する場合の集合場所の確認(緊急時等含む)
- (4)現地の状況により必要な備品の用意
- (5)事故によるケガ等に対応できる病院が近くにあるか
- (6)必要に応じプログラム表（現地地図）等を配布し、職員は事前に打ち合わせを行う
- (7)可能であれば当日参加児童にも「しおり」を配布し、行先などを伝えておく
(障害特性上、予め知らせておいた方が良い児童に対して)

3. 移動中（移動手段により検討）

3-1 徒歩での移動

- (1)走行車両や他の歩行者・自転車等との接触がないよう職員の配置を行う
(職員が車道側を歩く・列の先頭・中程・後尾に配置)
- (2)信号(交差点)での事故
- (3)第3者への他害や車両等の破損
- (4)突然の走り出し(可能性のある児童には、予め職員を配置)
- (5)段差等での、つまずき転倒

3-2 送迎車両での移動

運転手の不注意による事故(走行ルート of 打ち合わせは綿密に)

4. 現地で起こりうる事故

- (1)行方不明(行方不明になった時の対策・手順を検討しておく)
- (2)発病、発作時の対応方法(安静を保てる場所の確保)
- (3)店舗等での物品破損、破壊
- (4)外出先で調理等を実施する場合に想定される事故(特に火傷・切り傷・食中毒)
- (5)遊具からの転落(公園やテーマパーク等)
- (6)海や川への転落

第5章 事故発生時の対応

1. 緊急時の対応

(1)緊急の場合の対応

- ①事故発見者は児童の状態を把握
- ②必要に応じて発見者が救急搬送を依頼する
- ③発見者が必要な処置を行う
- ④管理者もしくはリーダー職員が保護者に現状と救急搬送及び搬送について連絡する

(2)他の児童への対応

- ①救急搬送・処置の応援を依頼されていない職員で対応
- ②救急措置を講じる児童以外は別の部屋に移動する

(3)その後の対応

- ①発見者及び管理者が救急搬送及び搬送に付き添う
- ②管理者は経過を該当する全ての職員に確認する
- ③保護者に対して、事実確認できたものについて報告する
- ④事実確認した経過を事故報告書に記載し、以下の関連機関に書面にて報告する。

機 関 名	住 所	TEL
宮城県北部保健事務所 母子障害第2班	宮城県大崎市古川旭4-1-1	0229-91-0712
色麻町保健福祉センター 保健福祉課福祉係	宮城県加美郡色麻町四竈字杉成 27-2	0229-66-1700

※対象児童の所在(住所)を管轄する障害福祉関連機関にも書面にて通達

2. 緊急でない場合の対応

(1)緊急でない場合の対応

- ①事故発見者は児童の状態を把握
- ②必要に応じて発見者が他の職員へ応援を依頼する
- ③職員が必要な処置を行う

(2)他の児童への対応

処置の応援を依頼されていない職員で対応

(3)その後の対応

- ①処置を行った場合は管理者へ報告する
- ②必要に応じて、連絡ノートへの記載や保護者への電話連絡を行う
- ③必要に応じて、園や学校・福祉施設へ報告する
- ④必要に応じて、該当職員で事実確認を行う

3. 再発防止に向けた取り組み

(1)職員の質の向上のため

- ①全職員で事実確認を行う
- ②要因分析と対応策を話し合う
- ③事故防止再発防止に向けた取り組みを行う

(2)事故の分析

- ①リスク管理責任者を選任する
- ②責任者を中心に事故の分析を行い、リスク軽減に向けた提言をもらう

附則

このマニュアルは令和6年10月1日に施行する